

市指定文化財

有形文化財



有形文化財 浄仙寺仁王像

所在地 黒石市大字南中野字黒森下八四―三
所有者 浄仙寺

高さ 二・五三m 胴回り 一・九m

(胎内銘)

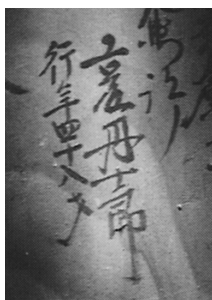
千時元治二年乙丑正月十四日ヨリ同五月中
発願主乳井村 六左衛組 工藤丹十郎
行年四十八才
日浪村細工人 長助組 奈良喜世吉
行年三十五才



吽形



阿形



黒森山の山腹にある浄仙寺じょうせんじの山門前に、一对の仁王像が建てられている。この仁王像は、護国三部経ごこくさんぶきょうの一つである「仁王護国般若波羅密教」にんのおうごこくはんに基づき阿形あぎょうと吽形うんぎょうからなっている。向かって右側が阿形で、金剛杵こんごうしよを持ち仏教を守護する密迹金剛像みつじやくこんごうざうである。左側が吽形で、悪を排し善を守護する那羅延金剛力士像ならえんこんごうりきしぞうである。阿形・吽形の二体とも杉材を使用している。

胎内銘によると、製作者は日浪村の奈良喜世吉で、元治二年（一八六五）、弘前市乳井村の工藤丹十郎が同村の福王寺（現乳井神社）に寄進したものである。しかし、明治初年の神仏分離令で同じ建物に神仏を祀ることが不可能となり、福王寺では仁王像を寄進者の工藤丹十郎に返却したものとされる。そして、明治五年（一八七二）に仁王像と山門が浄仙寺に移され現在に至る。どのような事情で運ばれたかは不明である。

また、昭和三十六年（一九六一）と同五十七年（一九八二）に彩色されているため、当初の色彩は不明である。



現在の浄仙寺

〈浄仙寺〉

浄仙寺じようせんじは浄土宗の寺である。来迎寺らいこうじ（市内寺町）十七世良諦りょうていの弟子、山崎是空やまざきぜくうが文政七年（一八二四）に開いた。

是空は文政六年（一八二三）、二十五歳で出家した。中野不動尊境内の洞くつで断食修行中に「これより北にある清泉の湧き出るところで修行せよ」という靈告を得、翌七年（一八二四）黒森山の中腹に清水（現在の本堂脇の池）を見つけた。ここを隠とん修行の地とした是空は、草庵を結び一途に念仏修業に励んだ。是空の弟子、丹羽寂導にわじやくどうは、翌八年（一八二五）十三歳で黒森山に参詣し出家得度しゅつげとくどした。幼少の頃から仏像を彫刻し、一刀彫りの寂導として名を馳はせた。

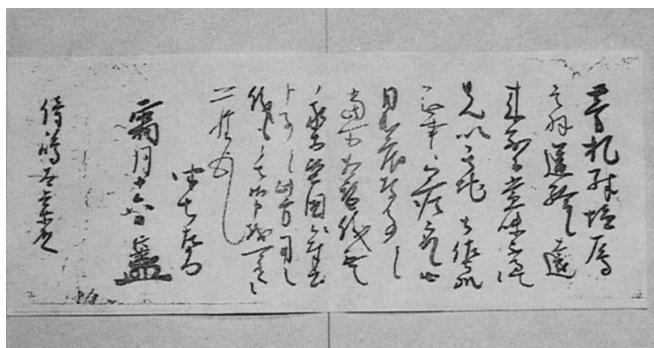
二人は、浄仙寺の開墾整備に努めながら厳しい信

仰生活を続けた。

また、そのかたわらで青少年に説法を施し教育にも努めた。教育方針は、読書や習字に限らず人間修養に重点を置いたもので、三十歳から十歳未満の子供までが勉学に勤しみ非常に賑わった。これが黒森学校へと発展し、明治初期には政治・経済・文学の各方面に有名人を輩出し名声を博した。是空は、明治九年（一八七六）七十八歳で没したが、寂導はその後もひたむきに信仰に生き、明治三十七年（一九〇四）に没している。

明治の初め頃には「浄仙寺」という寺号も許された。明治四十年（一九〇七）に本堂を新築したが、昭和十九年（一九四四）に焼失、現在の本堂は昭和四十一年（一九六六）に再建されたものである。

現在、境内奥の森の中には、黒石が生んだ秋田雨雀、鳴海要吉、丹羽洋岳、天内浪史、中村海六郎、長谷川闇五郎、佐藤雨山等の文学碑が建てられ「文学の森」と称されている。



有形文化財 藩祖信英公書状

所有者 黒石市

この書状は、黒石初代領主津軽信英が、江戸で公務をとっていた時に書かれたもので、年代は記されていないが、弘前三代藩主津軽信義が執政をしていた正保しょうほう承応じょうおう年間のものと考えられる。縦一五・三cm、横四四・六cmの和紙に墨書したもので、掛軸に装丁されている。

書状の内容は、弘前藩家老傍嶋そばしま太兵衛たへえ（信英の妹である松姫の夫）が、江戸在府中の信英に塩鴈えんがりを一羽送ったことに対する礼状である。

現存する信英直筆の書状は、本状を含め「松野コレクション」と黒石神社が所蔵している書状の三通のみである。

芳札殊塩鷹壹羽送給候遠来別而賞味不過之候先以其
地土佐守様御無事ニ御座被成候由目出度存事ニ候当
所相替儀無之候我等堅固ニ御奉公申事ニ候此方用之
儀も候者御申越可有候恐惶謹言

津十郎左衛門

霜月十六日

信英（花押）

傍嶋太兵衛殿

ほうさつごとくにえんがりにいっばおくりたまひ
芳札殊塩鷹壹羽送給候遠来別而賞味これにすぎず
先もつてそのちとさのかみさまおんぶじにござなれそうろうよしめ
地土佐守様御無事ニ御座被成候由目出
度存事ニ候当所相替儀無之候我等堅固ニ御奉
公申事ニ候此方用之儀も候者御申越可有候恐

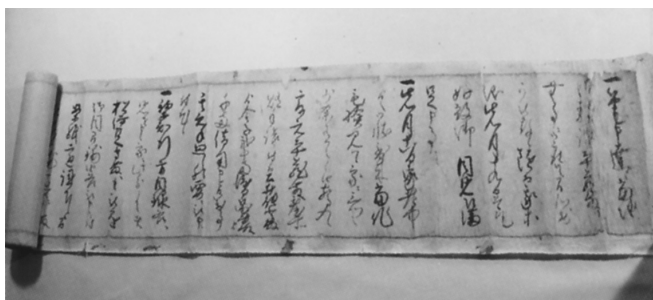
惶謹言

津十郎左衛門

霜月十六日

信英（花押）

傍嶋太兵衛殿



有形文化財 藩祖信英公書状(二)

所在地 黒石市大字市ノ町一八

所有者 黒石神社

この書状は、明暦二年（一六五六）十一月二十一日、弘前藩四代藩主津軽信政のぶまさの後見役として江戸神田邸に住んでいた信英が、弘前藩家老津軽百助ももすけにあてた親書である。

信政が四代將軍家綱との謁見を無事済ませたことや賄金三千兩の借用、知行目録ちぎょうもくろくの不備是正、切支丹制札きりしたんせいざのことなど政務に関する事項が細かく記されている。幼主信政の後見者として、分知後の信英が大変気を遣って政務を執っていることがうかがえる。

現存が確認されている三通の書状のうち最も長文で、分知当時の弘前藩の様子を知るには貴重な史料である。

明治十二年（一八七九）十一月八日、黒石藩家老境形右衛門さかいぎやうえもんの子孫である貞太郎が黒石神社に奉納している。また、本状が信英の真筆であることは、他の二通から確認されている。

一筆申達候当地御静謐平蔵殿も無事ニ御座候間心安
可被存候随而我等儀先月十九日首尾好致御目見江滿
足申事ニ候

一先月十八日家老中之御状到来当作毛檢見候處ニ

三ツ之少余有之候由驚人候爰元平蔵殿臺所賄手詰

ニ付而土井能登殿金子貳千兩渡辺図書殿千兩

借用申候間萬事其元手廻し肝要ニ被申付尤候

一我等知行方目錄各へ見せ申候處ニ此分ニて者松伊

豆守殿へも被懸御目間鋪由各被申候ニ付案紙二通

認下候間乍御六ヶ鋪二通共ニ貴殿判形被致家老中

も不殘判形被致候様ニ被申付可給候爰元神保三右

衛門渡辺治太夫判形被致候余分有之候様ニ御認可

一筆申達候当地御静謐平蔵殿も無事ニ御座候
間心安可被存候随而我等儀先月十九日首尾好
致御目見江滿足申事ニ候

一先月十八日家老中之御状到来当作毛檢見

候處ニ三ツ之少余有之候由驚人候爰元平蔵

殿臺所賄手詰ニ付而土井能登殿金子貳千

兩渡辺図書殿千兩借用申候間萬事其元手

廻し肝要ニ被申付尤候

一我等知行方目錄各へ見せ申候處ニ此分ニて

者松伊豆守殿へも被懸御目間鋪由各被申候

ニ付案紙二通認可候間乍御六ヶ鋪二通共ニ

貴殿判形被致家老中も不殘判形被致候様ニ

被申付可給候爰元神保三右衛門渡辺治太夫

判形被致候余分有之候様ニ御認可給候紙之

給候紙之繼目其外所ニ判押シ念入候様二三浦助

左衛門ニ被申付可給候

一其元吉利支丹制札之儀平蔵殿名を書付可然由各相

談申候間左様ニ可被書改候

一我等知行所ニ平蔵殿家来衆知行有之分替地之儀各

へ申談候處ニ早替地遣し可然由被申候間檢地シ

て当所務御渡可有候則帳指下し候

一御老中振舞之儀も平蔵殿我等無心ニ付而未埒明不

申候多分来春ニて可有之登存候

一鷹共上り之次而我等申候鶏御登せ満足申候

猶追而可申候恐惶頓首

津十郎左衛門

十一月廿一日

信英(花押)

津輕百助殿

繼目其外所ニ判押シ念入候様二三浦助左

衛門ニ被申付可給候

一其元吉利支丹制札之儀平蔵殿名を書付可然

由各相談申候間左様ニ可被書改候

一我等知行所ニ平蔵殿家来衆知行有之分替地

之儀各へ申談候處ニ早替地遣し可然由被

申候間檢地シて当所務御渡可有候則帳指

下し候

一御老中振舞之儀も平蔵殿我等無心ニ付而未

埒明不申候多分来春ニて可有之登存候

一鷹共上り之次而我等申候鶏御登せ満足申候

津十郎左衛門

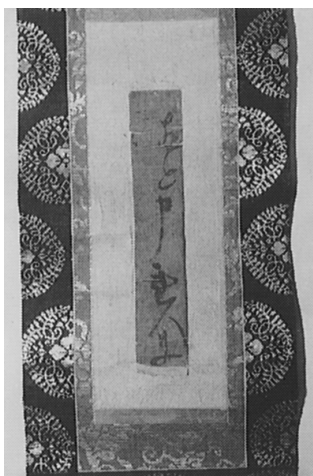
十一月二十一日

信英(花押)

津輕百助殿

有形文化財 日蓮聖人断簡

所在地 黒石市京町字寺町一二
所有者 妙経寺



縦 一二・三 cm 横 二・四 cm

短冊状の和紙に墨書 掛軸に装丁

(表) 教と申聖人尔

奥州津軽黒石妙経寺常住

長谷川半十郎納之

(裏) 比表教ト申聖人尔之六字元祖大菩

薩之真蹟敢無猶豫者也

貞享元年甲子九月七日 花押

日蓮上人の断簡は、日蓮の思想・信仰・行跡等を日蓮自身が叙述し、弟子や信者に与えた書き物である。その内容は、著作・消息類、備忘録等がある。全国の信者が護符として持ち歩いたという。裏面にある長谷川半十郎は、元町に在住した実在の人物である。どのような経緯でこの断簡を手したかは不明であるが、妙経寺の過去帳などにより宝永元年（一七〇四）〜享保十二年（一七二七）に入手、妙経寺に寄進したと推定される。

この断簡は、弘安年間（一二七八〜八七）の作といわれており、貞享元年（一六八四）にある僧侶により真筆と鑑定されたことが、裏書きに記されている。また、昭和十二年（一九三七）八月二十四日、立正大学教授稲田海素が鑑定し、権威ある『昭和定本日蓮聖人遺文』に真筆として掲載されている。

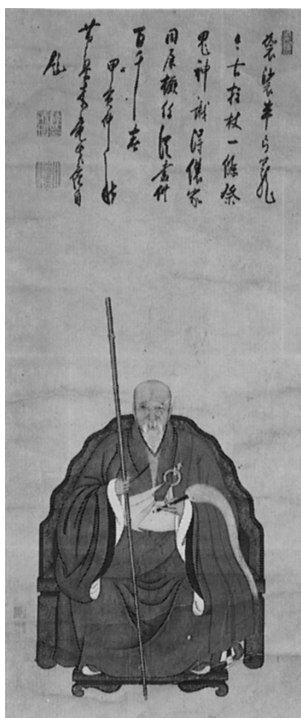
日蓮聖人の断簡は県内唯一であり、宗教史解明に貴重なものである。

有形文化財 木庵性瑠像

もくあんしやうどうぞう

所在地 黒石市大字温湯字鶴泉一二一四

所有者 薬師寺



延宝二年（一六七四）、喜多
元規による作品で、木庵の自
讃がある。多少の折りしわと
面貌にやや損傷が見られる。

元規の作品は、九州や関西
に多く残っているが、北日本
では唯一の作品である。

作者である喜多元規は、薩
摩出身といわれ、長崎におい
て喜多長兵衛に学んだ。黄檗
肖像画の様式を定めたともい
われ、まさに黄檗画像を代表

する作家である。中国明末の陰影をつけた写実的な画法を取り入れている。

一方、描かれている木庵性瑄は、中国福建省泉州府普江县出身で、万曆三十九年（一六一二。明の神宗朝の年号）二月三日生まれ。十九歳で出家後、三十三歳で費隱通容に謁し、翌年隠元に師事した。順治七年（一六五〇・清朝の年号）春、隠元の法を嗣ぐ。明曆元年（一六五五）、長崎に渡り福濟寺に入ったが、万治三年（一六六〇）長崎を発ち、摂津（大阪府北中部、兵庫東南部）の普門寺に向かった。寛文四年（一六六四）、隠元が京都に開山した萬福寺を継いだことで黄檗第二代の住持となった。延宝八年（一六八〇）に慧林に席を譲るまでその在席は十七年の長きに及んだ。晩年は萬福寺内にある紫雲院で過ごし、貞享元年（一六八四）に没した。

木庵は、隠元・即非とともに黄檗の三筆と称され能筆で有名であるが、墨画にも優れ洒脱な画は高く評価されている。

有形文化財 隠元隆琦像

所在地 黒石市大字温湯字鶴泉一二―四

所有者 薬師寺



年代及び製作者は不明であるが、黄檗肖像画の系統を承継するものである。同じく黒石市文化財である木庵性瑠像に比べ和様化しており、印象を異にする。画貌中央に多少汚れがあるものの、彩色等は木庵像より優れている。

中郷村飛内（黒石市飛内）在住の高木仁左衛門が薬師寺に寄贈したものである。

描かれている隠元隆琦は、

万曆二十年（一五九三・明の神宗朝の年号）十一月四日、中国福建省福州府福清県で生まれた。二十一歳の時、観音靈場の普陀山（中国浙江省）に赴いた。その後黄檗山萬福寺の鑑源興寿につき二十八歳で出家した。各地を遍歴し、金粟山広慧寺の密雲円悟に巡り合う。密雲が黄檗を退いてからは隠元がその後を継ぎ、一大禅林となった。承応三年（一六五四）七月五日、長崎興福寺の住持の招請を受けて三十余名を引き連れて渡来、長崎に着いた。三年間の約束であったが、明暦元年（一六五五）摂津の普門寺に迎え入れられた。万治元年（一六五八）、將軍家綱に謁見し、京都近郊に一寺を建てさせるとの幕府の意向により在留期間を延長した。山城国宇治郡大和田（京都府宇治市）に黄檗山萬福寺を建立した。寛文三年（一六六三）正月十五日に祝国開堂を行い、翌四年（一六六四）木庵に席を譲ると松隠堂に隠居した。その後、後水尾上皇から「大光普照国師」の徽号を賜った。同十三年（一六七三）没した。

隠元が詩偈に長けていたことは数多くの語録集から良くうかがえる。また、書は温かみがある上に気品高く、木庵・即非とともに黄檗の三筆と称されている。



有形文化財 法眼寺開山堂

所在地 黒石市大字山形町八二
所有者 法眼寺

桁行 二・六五三 m

梁間 二・六五三 m

建築面積 七・〇四 m²

切妻造 妻入 鉄板葺(旧葺葺)

西面

卯塔銘

(表) 當寺開山南宗元頓老和尚寶塔

(裏) 正徳三癸巳天六月初八日



法眼寺境内の東側にある小規模な方形の建造物は、開山者南宗元頓を祀った開山堂である。開山堂は切延石の基礎に土台を廻してあり、粽付き円柱を立て、腰長押・内法長押を打ち、腰貫き・内法貫を通し、頭貫に木鼻を出し、台輪を廻している。組物は出三斗で、中備は蓑束である。正面に面開棧唐戸を吊るし、他の三方は壁面を構成する。内部は土間床の一室で、その中央には高さ六〇・五cmの卵塔一基が安置されている。卵塔の塔身正面には南宗元頓和尚の名が、裏面には和尚が没した正徳三年（一七一三）が陰刻されており、開山堂は、法眼寺境内の中でも最古の建造物であると推定される。

また、かつては円柱、頭貫、木鼻、台輪、組物、中備、軒桁などには極彩色の文様が施され、「赤御堂」と呼ばれたという。



有形文化財 法眼寺山門

所在地 黒石市大字山形町八二

所有者 法眼寺

桁行 二・四四五 m 梁間 二・七五〇 m

建築面積 六・七二² m

一間一戸 四脚門 切妻造 前後軸唐破風付

茅葺 北面

法眼寺ほうげんじの山門さんもんは、寛保元年かんぼう（一七四二）に建立されており、本堂や鐘楼堂より古い。

親柱を互平ごひら（長方形）の鏡柱かがみばしらとして、四脚門しきやくもんの形態をとり、前後の控柱ひかえばしらとは二本の貫ぬきで繋がれている。親柱を冠木かぶきで繋ぎ、鼻くりがたに線形くりにがたをもつ小梁こばりを置き、繋ぎ梁を架け渡して軒桁を受けている。軒は一軒の疎垂木まぼらだるきであるが、正面および背面の中央

に軒唐破風を付けている。また、組物や中備なかぞなえは用いない。

山門は、先年の修理によって基壇や基礎部分がコンクリートになっており、扉なまが取り払われ、蹴けは放なまも外されている。しかし、基本的な軸組や細部の様式には建築年代がよく表わされており、小規模で簡素な造りであるが、姿の美しい山門である。



上：繰形をもつ小梁
中：同上
下：屋根の造り



有形文化財 鳴海家住宅

所在地 黒石市大字中町一一一
所有者 個人

敷地面積 四、七二七・二一^m

主屋面積 建坪 二一九・三三坪

建物 間口 一七・九間

奥行 四三・五間

こみせ 長さ 二三・五間

幅 〇・九七間

作業場・前蔵 建坪 九六坪

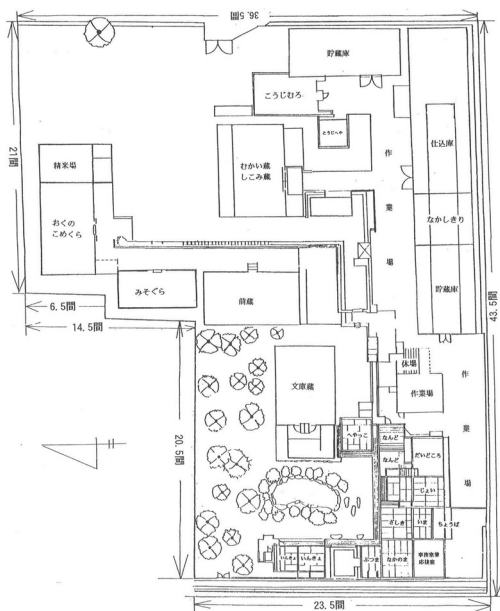
その他の蔵等 建坪 一七四坪



鳴海家は、文化三年（一八〇六）の創業以来約二百年の伝統を誇る酒造店である。屋号は『稲村屋』を名乗る。

主屋の建築年代は不明であるが、一七〇〇年代後半の築造と思われる、中町に面した側には「こみせ」が設けられている。主屋は敷地の南西の角に置かれている。その南側は三間幅の通り土間で、中町への出入り口には吊り上げ式の大戸が現存している。土間の北隣には「事務所兼応接室」「ちようば・いま」「じょうい」「だいどころ」が並び、その北には、「なかのま」「ざしき」、「なんと」二部屋が並んでいる。

このように、通り土間、その片側に二列に配された部屋、吊り上げ式の大戸など、間取りや造りが同じ中町地区にある重要文化財高橋家住宅と類似している。



さらに鳴海家住宅では、「こみせ」側に「ぶつま」と「いんきよべや」二部屋を設けてあり、「ぶつま」には蔵が設けられ仏壇が置かれている。

以上が主屋で、その北東には少し離れて文庫蔵がある。主屋と文庫蔵は、「なんど」の隣に設けられた「へやっこ」と呼ばれる部屋と結ばれている。

また、主屋と文庫蔵の間には大石武学流庭園があり、一般に津軽で呼び慣わされているように「つぼ」と呼ばれている。敷地の東南部には蔵や作業場が置かれている。作業場を囲むように「しこみ蔵」「貯蔵庫」「とうじべや」「こうじむろ」が置かれ、主屋と通り土間でつながる。現在、通り土間の一部は作業場として使用されている。

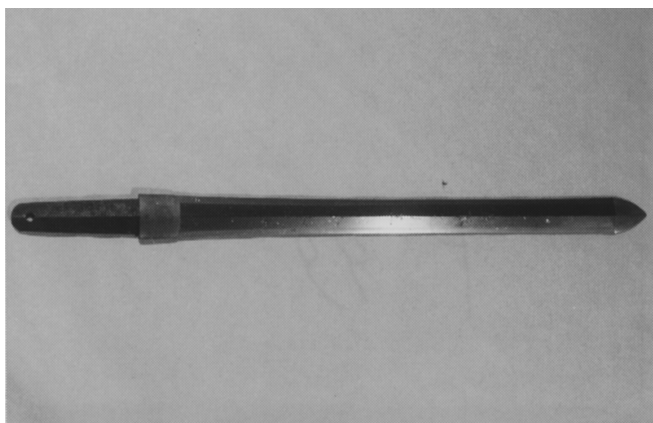
裏庭には「こめぐら」「おくのこめぐら」「せいまいじょ」「みそぐら」などの大き



な蔵が並んでいる。

嘉永五年（一八五二）の『屋敷間数歩割下帳』^{かえい}の記録によると、中町の稲村屋文四郎宅について「間口十一間五尺、奥行四十三間三尺五寸、末幅三十一間」という記録があることから、藩政時代から大規模な屋敷を構えていたことがわかる。

鳴海家住宅は、中町の角に位置し「こみせ」の出入口にあたる。中町に面する主屋は、二百年以上経過する建築物でありながらあまり改築、改修をされずに今日に至っており、伝統的な店構えを守っている。また、「こみせ」を完備し、町並みの景観にも非常に重要な役割を果たしている。



有形文化財 劍

所在地 黒石市大字山形町八二
所有者 法眼寺

刃 三五・五cm 目くぎ穴 一個

元幅 三cm 先幅 二・七cm

銘 (表) 願主石川忠右衛門 忠兵衛

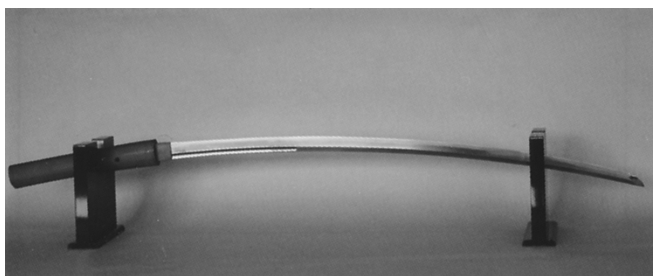
(裏) 文政三年二月日津山臣源正義作

鍛えは柁鍛風で肌立つ。刃紋は直刃で小沸出来。こじえでき
刀身には「奉納中野不動明王御寶前」と彫刻されている。

この劍は、法眼寺に安置されている中野不動明王が所持しているものである。もともとこの不動尊は、黒石五代領主津輕あきたか著高の命により作られた一木

三体の不動尊である。一尊は弘前藩の持念仏とし、一尊は中野神社へ、残る一尊を法眼寺に安置した。明治維新の神仏分離により二尊が法眼寺に移され、現在は三体ともに法眼寺に安置されている。このうち、中野神社から移された不動明王は、文政三年（一八二〇）に石川忠右衛門と忠兵衛が寄進した剣を所持している。神仏の持物らしい風格と清々しさを備えた見事な両刃の剣である。

この剣は、江戸時代の名刀匠である細川正義二代目の作である。当時は復古刀思想が高く、正義はその中心となる川部儀八郎正秀（号は水心子）の門下である。備前伝、相州伝を得意とし、後に作州津山藩（岡山県津山市）の工人として江戸津山藩邸で作刀した。正義の剣は珍しく、また大和伝にて作られており大変貴重なものである。



有形文化財 御神刀

所在地 黒石市大字市ノ町一八

所有者 黒石神社

長さ 七〇・二cm 反り 三・〇cm

目釘穴 二個

銘 正恒

黒石神社に納められているこの太刀は、元幅が二・八cmと広く、先中が一・六cmと細い。棟は山形の背を持つ庵棟いおりむねで反り高く、切先は猪首風の小切先である。茎しのぎは十八・八cmで、茎尻しのぎじりは刃上がり一文字をしている。鍛えは材木の板目のような細かな小板目を基調としている。

身幅の細さに対する腰元の広さと強い踏張り、腰方の深い反りと真直ぐな先など古備前こびぜんの特徴をよく表わしている。鎌倉時代中期から後期の作品であると思われる。

本来は、安政五年（一八五八）十二月、津輕承叙が黒石十一代藩主として迎えられた際に、宗藩弘前十一代藩主津輕順承公から拝受したものである。その後明治政府により帯刀が禁じられたため、承叙によって黒石藩祖を祀る黒石神社に奉納されたものである。

この刀身は、黒重宝に指定されている「金梨子地牡丹紋散蒔絵衛府太刀拵」に納められ、黒石神社の御神刀として伝わるものである。残念なことに、再刃（焼けた刃）であったため県の指定からは除かれたが、昭和四十七年十月七日、財団法人日本美術刀剣保存協会による鑑定が行われた際には、貴重刀剣と評価されている。再刃でなければ国宝級ともいわれる優れたものである。

この太刀の作者は、平安時代の刀工・正恒で、刀工の数が非常に多い古備前の中でも特に有名な人物である。その作品は、国宝五口、重要文化財九口と名品に富んでいる。



有形文化財 釣燈籠

所在地 黒石市大字市ノ町一八
所有者 黒石神社

高さ 二九・五 cm 胴回り 四八・〇 cm

重量 一・二五 kg

銘 (右) 黒石御墓釣燈籠

(左) 延寶二甲寅季秋廿二日

献之諸臣益子彦右衛門尉

□吉

高さ 二九・五 cm 胴回り 四八・〇 cm

重量 一・二〇 kg

銘 (右) 黒石御墓釣燈籠

(左) 延寶二甲寅年季秋廿二日

献之諸臣長澤角兵衛尉

薫良

黒石神社には、透六角釣燈籠が二基保存されている。

頭部は鉄製と思われ黒色で、宝珠には軒裏から釣り下げるときの釣輪がはめ込まれている。笠には十二枚のハス状の飾りが付けられ、各葉の中央部には円形のくぼみが見られる。最も目をひかれる火袋は地金に銅を用い六本の稜（柱）により六面体を構成し、上部には花菱をモチーフにした花紋、下部には青海波に似た波状の文様が刻まれ、中央部には見事な唐草文様が透かし彫りされている。また、正面にあたる二面は観音開きの扉となり、向かって右の扉中央には「黒石御墓釣燈籠」と銘が刻まれている。左の扉には、それぞれ寄贈者の名があるが詳細は不明である。台座は頭部同様鉄製で、六角形である。それぞれの角には細かな文様が刻まれた脚が付いている。

この釣燈籠は、黒石初代領主津軽信英の十三回忌にあたる延宝二年（一六七四）に、奉納されたものである。当時信英がいかに敬われ、また慕われていたかが伺われる。なお、寄進者である益子彦右衛門と長澤角兵衛については、黒石領の家臣であったとみられる。

県内に現存する釣燈籠では、永正十四年（一五一七）の銘をもつ弘前市百沢の岩木神社所有のものが最も古く、黒重宝に指定されている。黒石神社の釣燈籠は、江戸時代中期の作であり、これに次ぐ古いものだと思われる。



有形文化財 石燈籠

所在地 黒石市大字市ノ町一八

所有者 黒石神社

二代津軽信敏建立石燈籠（一对）

高さ一九〇cm 笠の直径六三cm

中台の直径六三cm 竿周り九〇cm

刻銘 延寶二甲寅曆九月二十有二日當

黒石墓石燈籠 兩基

於十有三年而奉之 孝子信敏

五代津軽著高建立石燈籠（一对）

高さ一五〇cm 笠の直径五〇cm

中台の直径四〇cm 竿周り七八cm

刻銘 寶曆十一□□九月二十二日



二対四基とも、下から基壇、基礎、竿、中台、火袋、笠、宝珠から構成される石燈籠である。火袋は四面体であるが、竿は円柱をなしている。四基とも保存状態は良好である。

黒石二代領主津軽信敏が建立した石燈籠は、延宝二年（一六七四）に父である信英の十三回忌に奉納されたものであり、この時に釣燈籠（黒石市文化財）と手水鉢ちゅうすいぼちも奉納されている。また、黒石五代領主津軽著高あきかが建立した石燈籠は、信英の一〇〇回忌にあたる宝暦十一年（一七六一）に奉納されたものである。

これらの石燈籠は信英に係わる貴重な資料であるが、特に信敏建立の石燈籠は、元禄時代以前の歴史資料としての価値が高い。



有形文化財 駕籠

所在地 黒石市大字山形町八二

所有者 法眼寺

宝巖山法眼寺には、全体が黒漆塗りで四人担ぎの乗り駕籠がある。この駕籠の大きさは、高さ六九cm、前幅六二cm、後幅七五・五cm、奥行一〇八cmである。上部の屋根に固定された担ぎ長柄ながえは、全長四・三四m、縦横一五cm前後の角柱であるが、張り合わせで内部が空洞であるため見かけよりも軽量である。駕籠の本体及び長柄は黒漆塗りのため材質は不明であるが、桐を使用していると思われる。

構造様式は、内部に背もたれや左右の肘掛けの備えがある。駕籠の片側には、引き戸で出入口が付いている。内部の底は板張りであるが、布が張られており、背もたれや左右の肘掛けが設えられ、上等布

で覆っている。前方には、上下に開閉式の障子と紗を張った小窓が付く。小窓には二重仕掛けで周囲に舶来のビロード布や金具を使用、後方は板張りに布を張る。左右の引き戸のやや上部にも小窓があり、上下に開閉し、紙張りとし、紙張りの二重障子を取り付けてある。屋根の差し掛け基部には日よけの竹編み簾と雨よけの油紙を重ねて捲き上げて固定している。

黒石市内の寺院では、この駕籠の他に住職の乗駕籠が存在しないし、また、法眼寺の住職が高級武家の待遇を受けたということから、この駕籠は格式の高い乗り物として伝えられてきたという。

住職の話によれば、木部の損傷部と小窓の周囲の畳表を張った部分の虫喰いのため若干の小修理を加えてはいるが、本体は伝来のままで現形を保持しているという。

この駕籠の製作年代については不明であるが、法眼寺の『仏具施主帳』（江戸時代中期頃）に「享保一五年（一七三〇）乗籠一張 黒石加藤権七」という記載がある。寄進者である加藤権七は、法眼寺の開基に尽力した加藤武助・勘兵衛（初代）と関連のある人物と思われる。

また、寺伝によれば、この駕籠は公用に限って使用されたという。公用とは、黒石津軽家への伺候、黒石町内の寺院合同の仏教行事への参向などであると思われる。法眼寺は黒石五代領主津軽著高たかの世、安永六年（一七七七）十月から領主の命により武運長久、国家安泰祈願のための祈祷あきを行っており、伺候することもあったという。明治以降は殆ど使用されることなく今日に至っている。

有形文化財 津軽信敏建立の石碑

所在地 黒石市大字市ノ町二〇

所有者 黒石神社

| | | | |
|------|----------|---------|----------|
| 台石下段 | 高さ〇・一〇〇m | 幅〇・五八〇m | 奥行〇・五八〇m |
| 台石上段 | 高さ〇・一八五m | 幅〇・四五五m | 奥行〇・四五五m |
| 上部 | 高さ〇・七六〇m | 幅〇・二二八m | 奥行〇・一五六m |

黒石初代領主津軽信英の御廟の中に建立されている石碑である。黒石二代領主津軽信敏が父信英の死後一年目（小祥）にあたる寛文三年（一六六三）に信英の墓として建立したものである。

石碑・前面文面

寛文癸卯季秋 見孝子信敏立

黒石牧藤原姓津軽氏十郎左衛門信英之墓

石碑・前面文面活字体

寛文季秋日孝子信敏立

黒石牧藤原姓津輕氏十郎左門信英之墓

石碑・後面文面

當小祥而立焉

石碑・後面文面活字体

當小祥而立焉

有形文化財 藩祖信英公頌徳碑

所在地 黒石市大字市ノ町二〇

所有者 黒石神社

台石 高さ〇・三八〇m 幅一・二一〇m 奥行〇・六七五m

上部 高さ一・五一〇m 幅〇・九一五m 奥行〇・三七〇m

黒石初代領主津軽信英の御廟の中に建立されている石碑である。正面、側面二面に銘文が刻まれている。黒石二代領主津軽政まさむねが、信英の五十年忌にあたる正徳元年（二七一）に建立したもので、信英の事績が詳しく刻まれた石碑である。

故十弟左衛門津輕信英者鑣足公之裔孫而奕世繩武至津
 右京亮藤原為信為之中興組始信英處武州江戶才氣勇偉
 五尺八寸自幼講武學文兵法者師甲州生田十太夫山鹿甚
 左衛門劔術者祖一刀流從習提新右衛門學鎗則師山本加
 衛弓馬亦然慕吉田流達八條家文學者師洛陽清水執行
 小見山玄益中村源助及丹州大生山別當常昌寺以講論討
 且為中院道村御門下冰和歌有其餘力則遊戲之諧藝亦
 悉學為其人也溫良慈仁親臣撫民制度密寧家兄土佐守津
 信義葉世之時請命分與州津輕領內興采邑五千石於信

嚴

仕

有大君亡見之嗣子津輕平藏幼為庇蔭有台命為之輔
 執政傳命從其年矣代江戶寬文二年壬寅九月廿二日罹
 而越歲已四十三葬津輕黑石謚稱常光院素月圓心藤原府
 嗚呼哀年物換星移奄忽蕭然今歲正當五十年忌辰孝孫采
 津輕信全建碑勒銘使余記大略以為後鑑云爾

正德元年辛卯九月廿二日 黑石領主津輕采女藤原

石碑・前面文面活字体

故十郎左衛門津輕信英者鎌足公之裔孫而奕世繩武至津輕

右京亮藤原為信為之中興組始信英產武州江戶才氣勇偉長

五尺八寸自講武學文兵法者師甲州生田十太夫山鹿甚五

左衛門劍術者祖一刀流從習梶新右衛門學鎗則師山本加兵

衛弓馬亦然慕吉田流八家文學者師洛陽清水執行懇遇

小見山玄益中村源助及丹州大生山別當常昌寺以講論討習

且為中院道村卿門下詠和歌有其力則游戲之諸藝亦莫不

悉學為其人也温良慈仁親臣撫民制度安家兄土佐守津輕

信義世之時請命分奥州津輕領内與采邑五千石於信英

仕

嚴有大君亡兄之嗣子津輕平藏為庇蔭有台命為之輔檢故

執政傳命從其年交代江戶寛文二年壬寅九月廿二日罹病

而逝歲已四十三葬津輕黒石謚稱常光院素月圓心藤原府君

嗚呼乎物換星移忽然今歲正當五十年忌辰孝孫采女

津輕信全建碑勒銘記大略以為後鑑云爾

□文字は、推定文字である。

正徳元年辛卯九月廿二日 黒石領主津輕采女藤原 信全立

石碑・側面左側文面

貽厥惠好

武陸後學人見又兵衛尉小野行

層濤也白

識且銘之

石碑・側面左側文面活字体

貽厥惠好 武後學人見又兵衛尉小野行

□□□□ 識且銘之

石碑・側面右側文面

禰歸冥漢

星及半百

石碑・側面右側文面活字体

禰歸冥漢 星及半百



有形文化財 黒石神社の神門

所在地 黒石市大字市ノ町二〇

所有者 黒石神社

藩政時代の黒石陣屋跡にあった門で、明治十二年（一八七九）に現在の場所に移築され、黒石神社の神門となった。

神門は薬医門やくいもん形式で建てられており、屋根は切妻・鉄板葺である。門の規模は一間一戸で、扉及び蹴放けやぶりはないが、黒石神社に神門の一部と思われる扉二枚が保存されている。神門の柱上部の冠木かぶきには、扉軸を繋ぐための「ほぞ」が見られることから、建築当初は扉・蹴放があり、移築時にそれらを外したと考えられる。また、屋根の小屋組や屋根周りを、袖壁などにも補強・補修した痕跡が見られる。

黒石神社神門は、黒石陣屋に関係する建造物の中で現存する唯一のもので、保存状態も良く、藩政時代の建築文化を知る上で貴重な遺構である。